

自主防災組織の結成について

自主防災組織は、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織です。

大規模な災害が発生した場合、通報の殺到や道路の寸断などで、普段のように消防車や救急車が駆けつけることは困難です。阪神淡路大震災では、生き埋めや建物などに閉じこめられた被災者のうち約90%は自力又は家族、近隣の人たちによって救助されています。

また、最近の災害でも、日頃の自主防災活動によって避難所での給食給水などが円滑に行われた事例がたくさんあります。

このように、災害対策の基本は

- 自助・・・自分の命は自分で守る（個人・家庭）
- 共助・・・地域が連携してお互いを守る（地域・自治会）
- 公助・・・行政が災害に強い地域の基盤整備を行い住民を守る（行政）

これらがうまく連携することにより防災力はさらに強まります。

災害時の危険な場所、安全な場所、災害時要援護者など、地域の実情を最もよく知っておられるのは地域のみなさんです。

災害はいつ襲ってくるかわかりません。すべての自治会で早期に自主防災組織を結成していただきますようお願いいたします。

北栄町の自主防災組織の結成状況

自主防災組織数 29自治会 (平成24年1月24日現在)

〈参考〉自衛消防団（自警団）組織数 52自治会 (上記と重複自治会あり)

※ 自衛消防団（自警団）も自主防災組織の一つであると言えます。火災時の消火活動や大雨・洪水時の水防活動に重点を置いた組織が多いのではないかと思いますが、自主防災組織は、さらに避難誘導や救護、給食給水なども活動の範囲とされています。

既存の自衛消防団等を核にして自治会の下部組織に『防災部』を設け、防災部の目的や活動内容（上記一例）、役員などを明らかにする簡単な規定を自治会規約に追加するなどの結成方法もありますのでご相談ください。

ご相談は・・・総務課地域防災室へ 〒37-5861 (直通)

自主防災組織への助成制度（下記以外にも交付要件がありますのでお問い合わせください）

- ・防火防災器具等整備費交付金： 防災用備品購入費×1/2 ※上限 5万円
- ・防火防災組織運営交付金（自主防災組織運営費分）： 均等割 5千円
- ・自主防災組織訓練活動交付金： 300円×参加世帯数 ※上限 訓練3回 5万円
- ・自主防災組織育成事業交付金： 研修、防災マップ作成、炊出訓練材料等のソフト事業費 10/10
メガホン、担架等防災資機材購入費×1/2 ※上限 合計10万円（3年）

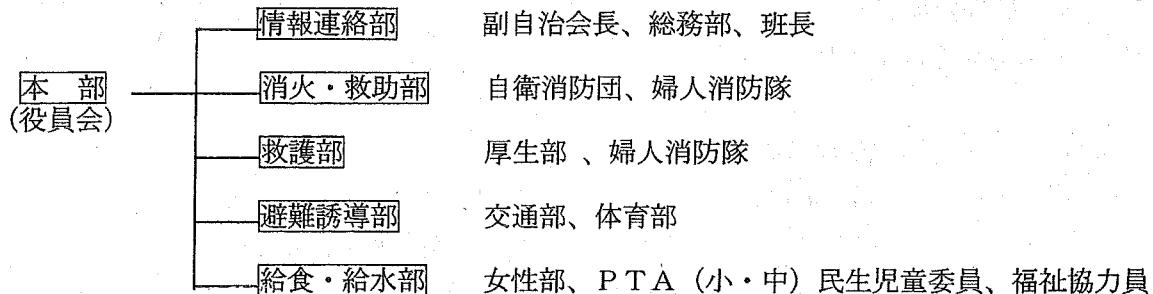
○○自治会自主防災組織規約（例）

第1条（目的）

○○自治会自主防災組織は、災害発生時の初動体制を円滑にし、行政機関との連携を図りながら、地区住民の被害を最小限に押さえることを目的とする。

第2条（組織）

目的達成のため次の組織を置き、自治会長を本部長とし、自治会規約に定められた各部があたる。



第3条（運用）

運用にあたっては、初動応急対応を円滑に行うためであり、本格活動は行政組織の指示による。

1. 地震及び大規模火災発生時は自治会規約に定められた各部長が部員を指揮し、定められた役割を遂行する。
 - 1) 自治会本部は避難所（ ）に置く。
 - 2) 自治会本部に情報連絡部を置き、総務部及び班長は班内の安否確認及び被害状況等を把握し、各部との連絡調整にあたる。各部長は被害状況等を隨時自治会本部に報告しなければならない。
 - 3) 高齢独居者の安否は民生児童委員、福祉協力員が確認し、自治会本部に報告終了後、班、部の指揮下に入る。
 - 4) 各個人は、自主防災マニュアルに従って、家族の安全を確保した後、部員に定められた役割を遂行する。
 - 5) その他、不測の事態が起こった場合は臨機応変に判断し行動する。
2. 風水害発生時は、自治会本部の指示により行動する。
3. 平常時は、防災意識の普及、訓練、図上確認、防具点検、情報収集にあたる。
4. 器具、機材は自治会防災倉庫に保管するものその他、各家庭で保有するものを登録していただき、災害時に使用する。（ノコ、チェンソー、ジャッキ、バール、ロープ、大ハンマー、イス等）

第4条（付表）

細部を次の付表に定める。

- 付表1 各部の役割 付表2 地震が発生した場合の自主防災マニュアル
付表3 災害時避難確認表 付表4 防災機材登録票 付表5 平常時の活動

第5条（その他）

この規定に定めるものの他、必要な事項は総会又は役員会の決議を経て定める。

附 則

この規約は平成 年 月 日から実施する。